

2026 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ カ コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 敦 浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 CFO 粕 谷 進 一
(TEL 03-5725-4554)

**(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明
及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ**

当社が 2026 年 5 月 12 日付で公表いたしました「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が 2026 年 5 月 14 日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」、同年 7 月 2 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 3 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 8 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、同月 17 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、8 月 3 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、8 月 14 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、8 月 28 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」、9 月 11 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」及び 9 月 30 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2026 年 9 月 30 日付プレスリリース」といいます。))により訂正又は変更された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

2026 年 9 月 30 日付プレスリリースに記載のとおり、Kamgras 1 株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2026 年 9 月 29 日、公開買付者による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)における公開買付価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を 1 株当たり 3,681 円に変更しております。

その後、公開買付者は、本公開買付価格を 1 株当たり 3,682 円に変更することを決定し、2026 年 10 月 14 日、2026 年 5 月 13 日付で提出した公開買付届出書(2026 年 5 月 19 日付、2026 年 5 月 27 日付、2026 年 6 月 4 日付、2026 年 6 月 17 日付、2026 年 7 月 2 日付、2026 年 7 月 7 日付、2026 年 7 月 17 日付、2026 年 7 月 31 日付、2026 年 8 月 13 日付、2026 年 8 月 27 日付、2026 年 9 月 10 日付及び 2026 年 9 月 29 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 10 月 14 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 10 月 28 日まで延長し、合計 115 営業日とすることを決定したとのことです。

本公開買付けとベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ並びに LINE ヤフー株式会社(以下総称して「本提案者」といいます。)による公開買付けは両立し得ないことから、当社取締役会及び当社株式の非公開化にかかる取引を検討するために設置された当社特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)は、引き続き公開買付者及び本提案者と誠実に協議等を行い、いずれの取引がより当社の企業価値向上及び株主共同の利益に資するものであるか、公開買付けの成立可能性が

あるか等について、慎重に検討を行っていく予定です。

なお、本日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び当社の新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

今後新たに開示すべき事由が発生した場合には、速やかに公表いたします。

変更箇所につきましては下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公 開 買 付 け の 目 的	非公開化
買 付 け 等 の 期 間	2026年5月13日から2026年10月14日まで(105営業日)
買 付 け 等 の 価 格	普通株式1株につき、金3,681円 ① 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで)1個につき、金1円 ② 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで)1個につき、金1円 ③ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年9月4日から2048年9月3日まで)1個につき、金1円 ④ 2019年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年8月5日から2049年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑤ 2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月5日から2050年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑥ 2021年7月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月6日から2051年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑦ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月1日まで)1個につき、金1円 ⑧ 2022年7月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2052年8月2日まで)1個につき、金1円 ⑨ 2023年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月7日から2053年8月6日まで)1個につき、金1円 ⑩ 2025年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第19回新株予約権」といいます。)(行使期間は2029年6月1日から2033年9月30日まで)1個につき、金1円 ⑪ 2025年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第20回新株予約権」といいます。)(行使期間は2027年7月24日から2035年6月17日まで)1個につき、金1円 (上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買 付 け 予 定 数 の 下 限	34,941,000(株)(注1)
買 付 け 予 定 数 の 上 限	—(株)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年10月28日まで(115営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,682円 ① 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで)1個につき、金1円 ② 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで)1個につき、金1円 ③ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年9月4日から2048年9月3日まで)1個につき、金1円 ④ 2019年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年8月5日から2049年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑤ 2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月5日から2050年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑥ 2021年7月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月6日から2051年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑦ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月1日まで)1個につき、金1円 ⑧ 2022年7月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2052年8月2日まで)1個につき、金1円 ⑨ 2023年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月7日から2053年8月6日まで)1個につき、金1円 ⑩ 2025年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第19回新株予約権」といいます。)(行使期間は2029年6月1日から2033年9月30日まで)1個につき、金1円 ⑪ 2025年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第20回新株予約権」といいます。)(行使期間は2027年7月24日から2035年6月17日まで)1個につき、金1円 (上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)
買付け予定数の上限	—(株)

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む9月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が公開買付け(本提案者)の開始予定に関する公表(以下「予告公開買付け」といいます。)を継続していることにより、当社株式の市場株価は2026年9月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状

況が継続していると考えているとのことです。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を 3,597 円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9 月 16 日付本提案者プレスリリースの公表時点では 3,680 円以上）とする必要があるところ、当該価格は 2026 年 9 月 16 日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026 年 9 月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関する Q&A」問 31 は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第 158 条）や相場操縦行為（法第 159 条第 2 項第 2 号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、KDDI との間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができることを条件とする公開買付価格（以下「条件付き公開買付価格（本提案者）」といいます。）についても 3,720 円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDI が公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格を 2% 上回る価格（9 月 16 日付本提案者プレスリリースの公表時点では 3,754 円であり、本 9 月 29 日付条件変更（以下に定義します。）後は 3,755 円。以下「KDDI 価格閾値」といいます。）以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の 3,597 円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である 3,720 円でさえ、KDDI 価格閾値を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去に KDDI 価格閾値を充足する水準への価格引上げを 2 度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付け価格を 3,680 円から 3,681 円に変更することを決定し、2026 年 9 月 29 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 9 月 29 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 10 月 14 日まで延長し、合計 105 営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付け価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 9 月 29 日付条件変更」といいます。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、本 9 月 10 日付条件変更以降も、Oasis との間で複数回にわたり意見交換の機会を設け、本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前 1 株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式 1 株当たり 2,992 円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付け価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものとのことです。

さらに、DG は、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式 1 株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付け価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付け価格と同一の価格である 3,681 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DG は、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約 20%（予定）（注 10）を保有することとなる見込みとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026 年 10 月 21 日（予定））

<中略>

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2027 年 1 月 上旬（予定））

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027 年 1 月中旬（予定））

<中略>

⑤ 本自己株式取得の実施後（2027 年 1 月中旬（予定））

<中略>

⑥ 本再出資の実施後（2027 年 1 月中旬以降（予定））

<後略>

（変更後）

<前略>

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む 9 月 16 日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が公開買付け（本提案者）の開始予定に関する公表（以下「予告公開買付け」といいます。）を継続していることにより、当社株式の市場株価は 2026 年 9 月 29 日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続していると考えているとのことです。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと

本提案者は、公開買付価格（本提案者）を 3,597 円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9 月 16 日付本提案者プレスリリースの公表時点では 3,680 円以上であり、本 10 月 14 日付条件変更（以下に定義します。）後は 3,682 円以上）とする必要があるところ、当該価格は 2026 年 9 月 16 日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026 年 9 月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関する Q&A」問 31 は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第 158 条）や相場操縦行為（法第 159 条第 2 項第 2 号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、KDDI との間で公開買付け（本提案者）への不応募に係る合意ができることを条件とする公開買付価格（以下「条件付き公開買付価格（本提案者）」といいます。）についても 3,720 円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDI が公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格を 2% 上回る価格（9 月 16 日付本提案者プレスリリースの公表時点では 3,754 円であり、本 10 月 14 日付条件変更（以下に定義します。）後は 3,756 円。以下「KDDI 価格閾値」といいます。）以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の 3,597 円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である 3,720 円でさえ、KDDI 価格閾値を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことです。すなわち、本提案者は、条件付き公

開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去に KDDI 価格閾値を充足する水準への価格引上げを 2 度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を 3,680 円から 3,681 円に変更することを決定し、2026 年 9 月 29 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 9 月 29 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 10 月 14 日まで延長し、合計 105 営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 9 月 29 日付条件変更」といいます。）。

本 9 月 29 日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、当社株式の市場株価は 2026 年 10 月 14 日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しているとのことです。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えているとのことです。特に、公開買付者としては、本提案者による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えているとのことです。本提案者として公開買付け（本提案者）が当社の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待されるところ、現時点においてもその開始時期は明らかにされていないとのことです。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、当社の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとするのが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本 9 月 29 日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を 3,681 円から 3,682 円に変更することを決定し、2026 年 10 月 14 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 10 月 14 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 10 月 28 日まで延長し、合計 115 営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 10 月 14 日付条件変更」といいます。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasis との間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本 9 月 29 日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことです。現時点で決定している事実はないとのことです。

<中略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、当社が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前 1 株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式

併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の当社株式 1 株当たり 2,993 円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものとのことです。

さらに、DG は、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得するとのことです（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の普通株式 1 株当たりの対価を決定する前提となる当社株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の 2 第 3 項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である 3,682 円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における当社株式の併合の割合その他当社の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定とのことです。）とする予定とのことであり、当該取引の結果として、DG は、公開買付者親会社又は公開買付者の他の完全親会社であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約 20%（予定）（注 10）を保有することとなる見込みとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026 年 11 月 5 日（予定））

<中略>

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2027 年 1 月 中旬（予定））

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2027 年 2 月 上旬（予定））

<中略>

⑤ 本自己株式取得の実施後（2027 年 2 月 上旬（予定））

<中略>

⑥ 本再出資の実施後（2027 年 2 月 上旬以降（予定））

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

（ii）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（変更前）

<前略>

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む 9 月 16 日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が予告公開買付けを継続していることにより、当社株式の市場株価は 2026 年 9 月 29 日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続していると考えているとのことです。

① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと
本提案者は、公開買付価格（本提案者）を 3,597 円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、

公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年9月16日時点の本公開買付価格を下回るため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年9月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得ると考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと

本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても3,720円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことです。すなわち、本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去にKDDI価格閾値を充足する水準への価格引上げを2度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年9月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026

年9月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定したとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、本9月10日付条件変更以降も、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設け、本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

＜後略＞

(変更後)

＜前略＞

しかしながら、公開買付者は、以下のような問題点を含む9月16日付本提案者プレスリリースが公表されたことに加え、本提案者が予告公開買付けを継続していることにより、当社株式の市場株価は2026年9月29日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続していると考えているとのことです。

- ① 本公開買付けが継続する限り、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みがないこと
本提案者は、公開買付価格（本提案者）を3,597円に変更しましたが、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」に記載のとおり、本公開買付契約上、当社が公開買付け（本提案者）に対して賛同意見の表明及び当社の株主に対する応募推奨の決議を実施するためには、公開買付価格（本提案者）を本公開買付価格以上（9月16日付本提案者プレスリリースの公表時点では3,680円以上であり、本10月14日付条件変更後は3,682円以上）とする必要があるところ、当該価格は2026年9月16日時点の本公開買付価格を下回するため、本公開買付けが継続する限り、当該価格での公開買付け（本提案者）の開始について当社の賛同・応募推奨を得られる見込みが存在しないことは客観的に明らかであるとのことです。それにもかかわらず、本提案者は、実質的に当社の賛同・応募推奨が得られないことのみを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期も明らかにすることなく、予告公開買付けを維持しているとのことです。具体的には、本提案者は、公開買付け（本提案者）の開始に要するクリアランス手続（本提案者）の取得が既に完了しているにもかかわらず、賛同及び応募推奨意見の取得（公開買付け（本提案者））に係る前提条件が充足していないことを理由に、公開買付け（本提案者）の開始時期を「2026年9月中旬」から「未定」へ変更しているとのことです。すなわち、本提案者は、前提条件が充足され得ない状況を自ら作出しておきながら、当該前提条件を盾に公開買付け（本提案者）を開始せず、予告公開買付けのまま提案を維持するものであり、公開買付けの予告開示が想定する状況から大きく逸脱すると評価され得る行動であること（金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」問31は、「例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第158条）や相場操縦行為（法第159条第2項第2号）等に該当する場合もあり得る」と考えられます」と述べており、公開買付けの予告を適法に行うためには、実際に当該公開買付けが行われる合理的な根拠が必要であるといえるとのことです。）を踏まえると、かかる矛盾した態度はもはや真摯な提案とは到底いえないものと公開買付者としては考えているとのことです。かかる本提案者の態度は、当社の株主の皆様に対して何らの確実性も提供しないものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。

- ② 本公開買付けが継続する限り、条件付きの公開買付価格の実現可能性がないこと
本提案者は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても3,720円に変更しているとのことです。しかしながら、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、本不応募契約（KDDI）上、KDDIが公開買付け（本提案者）に応じるには、本提案者が公開買付価格（本提案者）をKDDI価格閾値以上とし、公開買付け（本提案者）を開始する必要があるところ、公開買付価格（本提案者）の3,597円はもとより、条件付き公開買付価格（本提案者）である3,720円でさえ、KDDI価格閾値（本10月14日付条件変更後は3,756円）を下回るとのことです。したがって、本公開買付けが継続する限り、本提案者において条件付き公開買付価格（本提案者）を実現できる見込みが存在しないことも客観的に明らかであるとのことです。すなわち、本提案者

は、条件付き公開買付価格（本提案者）についても、その実現に要する条件が充足され得ない状況を自ら作出しているとのことです。本提案者は、前提条件の充足見込みを欠く予告公開買付けにおいて、同じく実現可能性を欠く条件付き公開買付価格（本提案者）を公表することにより、本来、公開買付けを開始すれば課されるべき各種制約を負うことなく、本公開買付けの成立を阻害することを企図するものであり、やはり真摯な提案とは到底いえないばかりか、徒に市場を混乱させるものであり、株主全体の利益に著しく反するものであると公開買付者としては考えているとのことです。なお、本提案者は、過去に KDDI 価格閾値を充足する水準への価格引上げを2度行っており、価格引上げの理由としてその旨を開示してきた経緯に照らしても、今回、本提案者が、当社の賛同・応募推奨を得ることを目的とはしておらず、本公開買付けの成立を阻害することを企図して意図的に実現可能性のない提案を行うものであることは明らかであると公開買付者としては考えているとのことです。

本提案者の上記のような態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると公開買付者としては考えているとのことです。このような状況下で、公開買付者としては、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から、当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を3,680円から3,681円に変更することを決定し、2026年9月29日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年9月29日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年10月14日まで延長し、合計105営業日とすることを決定したとのことです。

本9月29日付条件変更以降も、上記①及び②の問題点を含む本提案者の予告公開買付けが継続され、当社株式の市場株価は2026年10月14日時点で本公開買付価格を上回って推移しており、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続しているとのことです。引き続き、公開買付者としては、本提案者の態度は、当社の株主の皆様の本公開買付けへの応募の判断を歪めるとともに、徒に市場を混乱させるものであり、早期に解消されるべきであると考えているとのことです。特に、公開買付者としては、本提案者による予告公開買付けについて、公開買付け（本提案者）開始の前提条件の充足の見込みが明らかではなく、公開買付け（本提案者）の開始時期が不明な状況が継続している点が問題であると考えているとのことです。本提案者として公開買付け（本提案者）が当社の株主の皆様にとって最も魅力的な条件であると考えてるのであれば、本提案者が公開買付け（本提案者）を開始することが期待されるところ、現時点においてもその開始時期は明らかにされていないとのことです。このように、公開買付け（本提案者）の開始時期が明らかでないまま、本提案者による予告公開買付けが継続し、当社の株主の皆様を取り巻く不透明かつ不安定な状況が継続する中においては、公開買付者として、当社の株主の皆様に対して現に提供している売却機会をより有利なものとするのが、株主の皆様の応募判断に資するとともに、本公開買付けの成立確度を高めることにつながるものと考えているとのことです。そこで、公開買付者は、本9月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付価格を3,682円、本自己株式取得価格を2,993円に変更することを決定したとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を更に高めるため、Oasisとの間で複数回にわたり意見交換の機会を設けて協議を行っており、本9月29日付条件変更以降も本公開買付けへの応募に関する協議を継続しているとのことですが、現時点で決定している事実はないとのことです。

<後略>

(iii) 公開買付者による買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

イ 買付け等の価格の算定の基礎

(ア) 普通株式

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者は当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆

様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付け価格を3,680円から3,681円に変更することを決定したとのことです。

本9月29日付条件変更後の本公開買付け価格である3,681円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して73.55%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.04%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して88.87%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して69.94%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本9月29日付条件変更後の本公開買付け価格である3,681円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して32.70%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して51.98%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.00%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して70.97%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本9月29日付条件変更後の本公開買付け価格である3,681円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して25.85%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者は当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付け価格を3,680円から3,681円に変更することを決定したとのことです。

その後、公開買付者は、本9月29日付条件変更以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様により有利な売却機会を提供し、本公開買付けの成立確度を高める観点から本公開買付け価格を3,681円から3,682円に変更することを決定したとのことです。

本10月14日付条件変更後の本公開買付け価格である3,682円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,121円に対して73.60%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して75.08%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して88.92%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して69.99%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

また、本10月14日付条件変更後の本公開買付け価格である3,682円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値2,774円に対して32.73%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して52.02%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して80.05%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して71.02%のプレミアムとなる価格となるとのことです。また、本10月14日付条件変更後の本公開買付け価格である3,682円は、2026年5月12日の当社株式の終値である2,925円に対して25.88%のプレミアムとなる価格となるとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(変更前)

<前略>

(x) Kamgras 1による2026年9月29日付条件変更を踏まえた検討の経緯

<中略>

なお、2026年9月30日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては

本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(変更後)

<前略>

(x) Kamgras 1による2026年9月29日付条件変更を踏まえた検討の経緯

<中略>

なお、2026年9月30日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(xi) Kamgras 1による2026年10月14日付条件変更を踏まえた検討の経緯

その後、公開買付者は、2026年10月14日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、本公開買付価格を1株当たり3,681円から3,682円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して32.73%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して52.02%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して80.05%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して71.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して73.60%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して75.08%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して88.92%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して69.99%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,992円から2,993円に変更しております。

なお、2026年10月15日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、当社による本公開買付けに賛同する旨、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はありません。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、105営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、115営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針
(変更前)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 12 月上旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 12 月中旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

以上